

個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う福祉施策の経過措置（案）について

令和6年1月1日に施行（令和6年度課税から適用）する個人市民税所得割の納税義務のない方に対する均等割減免制度（以下「均等割減免制度」という。）の廃止に伴い影響が生じる福祉施策における給付や利用者負担金（以下「負担額等」という。）に関する経過措置について、令和4年9月に素案を御報告したところです。

今回、その素案を基に、個別施策の経過措置や実施体制、対象者への周知方法を検討しましたので、御報告いたします。

1 経過措置の内容について

均等割減免制度廃止の影響を受ける57の福祉施策のうち、複数年にわたり継続して利用する福祉施策を対象として、以下のとおり、施策ごとに適切な経過措置を講じる。

(1) 経過措置の対象者

令和5年度時点で均等割減免制度により市民税が課税されず、かつ各福祉施策を利用する方のうち、以下のすべてに該当する方

ア 均等割減免制度廃止の影響を受け市民税課税となる方

※ 令和6年度以降の年度において、均等割減免制度廃止の有無に関わらず、世帯員の増減や収入の増減等に伴い市民税が課税又は非課税となった方を除く。

イ 令和6年度以降において、令和5年度に利用されている福祉施策を利用される方

※ 令和5年度に利用されている施策であれば、施策本来の対象ではなくなる場合を除き、仮に令和6年度に利用がなかったとしても、例えば令和7年度に利用があれば経過措置の対象とする（ただし、アの要件を満たしている場合のみ。）。

※ 令和5年度に施策を利用していた子と、同一保護者の別の子が令和6年度以降に同一施策を利用した場合、経過措置の対象とする（ただし、アの要件を満たしている場合のみ。）。

※ 「国民健康保険制度と後期高齢者医療制度」などのように、年齢により移行する施策において、負担額等の算定対象者が同一の場合には、移行後も引き続き経過措置の対象とする（ただし、アの要件を満たしている場合のみ。）。

(2) 経過措置期間及び軽減率

ア 経過措置期間を4年間とする施策（42施策）

軽減率については、以下のとおりとする。

- ・ 令和6年度：100%軽減（負担額等を据置き※）
- ・ 令和7年度：75%軽減
- ・ 令和8年度：50%軽減
- ・ 令和9年度：25%軽減

※ 初年度（令和6年度）については、①これまで市民税非課税であった方が課税に変わるという税制面での影響を受ける（納税者1人当たり5,600円/年）こと、②均等割減免制度を踏まえて本市が決定してきた負担額等を前提に福祉施策を利用してきた方に対し、十分な周知期間が必要であることを考慮し、負担額等を据え置く。

イ 経過措置期間を7年間とする施策（6施策）

施設入所により長期利用が想定され、かつ影響額が大きくなる傾向にある施策は、経過措置期間を上記「ア」に3年間を加えた7年間とし、軽減率については、以下のとおりとする。

なお、経過措置初年度の軽減率の考え方は、上記「ア」と同様とする。

《経過措置7年間の施策》

- ・ 障害福祉サービス（入所）
- ・ やむを得ない事由による措置（入所）
- ・ 養護老人ホーム入所措置
- ・ 特定入所者介護サービス費（補足給付）
- ・ 障害児入所給付費
- ・ 児童福祉施設措置費（助産施設以外）

《経過措置期間及び軽減率》

- ・ 令和6年度：100%軽減（負担額等を据置き）
- ・ 令和7年度、令和8年度：75%軽減
- ・ 令和9年度、令和10年度：50%軽減
- ・ 令和11年度、令和12年度：25%軽減

【参考】経過措置対象外とする施策

《複数年にわたって継続的に利用するものではない施策（単年度施策）》

- 日常生活用具給付事業（高齢者向け電磁調理器、自動消火器）
- 介護予防安心住まい事業
- がん検診
- 歯周疾患予防検診
- 高齢者肺炎球菌ワクチン接種
- 高齢者インフルエンザ予防接種
- 高校進学・修学支援金支給事業（入学支度金）※
- 児童福祉施設措置費（助産施設）※
- 先天性代謝異常等検査採血指導料

※ 令和6年6月末までの申請分については、均等割減免廃止に伴い課税となった世帯も対象とする。

《負担額等の見直しに伴い均等割減免制度の廃止の影響を受けない施策》

- 学童クラブ事業
- 障害児通所給付費

(3) 経過措置に要する経費

上記(2)の経過措置を実施した場合、令和12年度までに約13.3億円の経費が必要となる（事務経費や実施体制構築に要する経費を除く）。

【参考】経過措置に必要な経費（億円）

	4年間の施策	7年間の施策	計
令和6年度	3.6	1.1	4.7
令和7年度	2.7	0.8	3.5
令和8年度	1.8	0.8	2.6
令和9年度	0.9	0.5	1.4
令和10年度	—	0.5	0.5
令和11年度	—	0.3	0.3
令和12年度	—	0.3	0.3
計	9.0	4.3	13.3

(4) 経過措置の実施方法

経過措置の実施に当たっては、可能な限り対象者の手続に伴う負担を少なくするとともに、対象者が漏れなく経過措置を受けられるよう、以下のア～エのいずれかの方法により実施する。

ア 経過措置対象者用の負担額等の上限額を設定（30施策）

負担額等が定額の施策や、負担額等の上限額が設定されている施策については、対象者からの申請によることなく経過措置の適用を行う。

（対応例）

- ・ 1回の負担額等が定額の施策については、経過措置対象者用の負担額等を設定する。
- ・ 受給者証を発行する施策については、対象者に経過措置対象者用の上限額を記載した受給者証を発行する。

イ 施設への直接支払い（2施策）

高額介護サービス費と特定入所者介護サービス費（補足給付）において、対象者が介護保険施設に入所している場合は、本来の負担額等と経過措置適用による負担額等との差額を直接施設に支払う。

これにより、対象者は、経過措置適用前の負担額等を支払うことなく、経過措置を受けることができる。

ウ 申請勧奨による還付（13施策）

主に利用実績等に応じて負担額等が変動し、国民健康保険制度のように対象者が病院等の窓口で、その都度、負担額等を支払う施策については、上記「ア」による対応が困難であることから、対象者の利用実績等を本市において把握し、対象者に対して経過措置適用による還付額をお知らせ（申請勧奨）したうえで、申請に基づき還付を行う。

エ 対象者からの申請による還付（4施策）

老人医療費等の制度上、領収書等の利用実績を添えた利用者からの申請に基づき、上限額を超えた額の還付を行っている施策や、高額医療合算介護サービス費等の本市では一部利用実績等の把握ができない施策等については、上記「ウ」のような申請勧奨が困難である。

このため、対象者となりうる方が漏れなく経過措置を受けられるよう、申請方法等を個別に周知する等、丁寧な対応を行ったうえで、対象者からの申請に基づく還付を行う。

2 経過措置の実施体制

(1) 本庁課、各区・支所保健福祉センターが一体となった横断的な相談体制の構築

以下のア～ウにより、各施策に関わる職員が一体となって横断的な対応を行う。

これら対象者への対応に当たっては、各施策に関する知識や経験が必要となることから、本庁統括課において「福祉施策等に関する専門的な知識・経験を有する職員」が、生活相談等への対応や、施策を所管する本庁所管課と各区・支所保健福祉センターとの繋ぎなど、横断的な相談体制の中核を担う。

また、経過措置の対象者を漏れなく捕捉し、適切に還付等を行うため、必要なシステムの構築及び改修を実施する。

ア 本庁統括課

- ・ 専門的な知識・経験を有する職員が相談体制等を統括
- ・ フォローアップセンターを設置（詳細は下記(2)に記載）
- ・ すべての対象者に係る経過措置の情報を集約・管理

イ 施策を所管する本庁所管課

- ・ 対象者の施策利用状況の管理
- ・ 経過措置適用による還付等の算定

ウ 各区・支所保健福祉センター

市民に身近な相談窓口として、来庁された対象者の相談等に対応

(2) 福祉施策経過措置フォローアップセンター（仮称）の設置

上記(1)による横断的な対応に加え、対象者にとって分かりやすい経過措置とするために、本庁統括課にフォローアップセンターを設置し、電話窓口等の業務を集約する（令和5年10月頃予定）。

フォローアップセンターでは、主に以下の業務を行う。

ア 専用電話番号を設置し、対象者からの問合せ先を集約

複数の施策を利用される対象者が、それぞれの窓口にて問合せ等を行わずともよいよう、フォローアップセンター専用の電話番号を設置し、問合せ先を集約する。

イ 対象者への個別通知

令和5年度には、経過措置の対象となりうる方への個別通知を行い、令和6年度以降は、経過措置の対象となったことの通知や月単位等での還付額やあらかじめ軽減された負担額等の経過措置の適用状況を通知する。

ウ 還付業務の実施

施策を所管する本庁所管課において還付等の算定を行うが、複数の施策で経過措置の対象となる方に対し、月単位等での可能な範囲で一括して還付を行うため、還付に係る業務を集約化する。

3 対象者等への周知・通知

(1) 令和5年度

ア 均等割減免制度対象者（約3.5万人を想定）への全体的な周知

令和5年夏頃に、令和5年度の均等割減免制度対象者に対する減免制度廃止等のお知らせの送付に合わせ、①減免制度の廃止によって影響が生じる福祉施策において経過措置を実施すること及び②経過措置の対象者へは個別通知を行うことを周知する。

イ 経過措置の対象となりうる方（約1.1万人を想定）への個別通知

経過措置の内容が簡潔に分かる冊子を作成し、令和5年11月以降、令和5年度に福祉施策を利用したことが判明した方から順次発送する。

ウ 関係団体や関係事業者への周知

上記「ア」及び「イ」と並行して、関係団体等へも経過措置の内容について周知を行い、施設入所者分の施設への直接支払いをはじめ、対象者が還付等の手続きが困難な場合の支援などについて、可能な範囲での協力を依頼する。

(2) 令和6年度以降

令和6年7月以降、実際に経過措置の対象となる方（約0.5万人を想定）に対し、フォローアップセンターから以下のとおり通知する。

ア 経過措置の対象となったことを通知

実際に経過措置の対象となった方に対し、経過措置の対象となった福祉施策、経過措置の内容及び実施期間等を通知する。

イ 還付額等の経過措置の適用状況を通知

経過措置対象施策を利用された方に対して、月単位等での還付額やあらかじめ軽減された負担額等の経過措置の適用状況を通知する。

4 今後のスケジュール

令和5年	夏頃	均等割減免制度対象者への全体的な周知
	10月	フォローアップセンター開設
	11月以降	経過措置の対象となりうる方への個別通知
令和6年	7月以降	順次、経過措置対象者への個別通知及び経過措置適用開始

(参考)

別添 経過措置を行う施策の経過措置期間と主な負担額等の上限額等について(案)

経過措置を行う施策の経過措置期間と主な負担額等の上限額等について(案)

(参考)

ア 経過措置対象者用の負担額等の上限額を設定

	施策名	均等割減免除止後 (課税以上)の所得区分	現在の 上限額等	経過措置期間の上限額等							経過措置 終了後の 上限額等
				R6年度 (据置き)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	
1	障害福祉 サービス 居住系(入所)サービス (施設入所支援・療養介護)	20歳未満 (所得割28万円未満)	0円	0円	2,300円/月	2,300円/月	4,600円/月	4,600円/月	6,900円/月	6,900円/月	9,300円/月
		20歳以上			9,300円/月	9,300円/月	18,600円/月	18,600円/月	27,900円/月	27,900円/月	37,200円/月
2	訪問系・日中活動サービス	18歳未満 (所得割28万円未満)	0円	0円	1,100円/月	2,300円/月	3,400円/月	3,400円/月	-	-	4,600円/月
		18歳以上 (所得割16万円未満)			2,300円/月	4,600円/月	6,900円/月	6,900円/月	-	-	9,300円/月
3	補装具(障害)	18歳未満 (世帯最多課税者の所得割46 万円未満)	0円	0円	4,600円/月	9,300円/月	13,900円/月	13,900円/月	-	-	18,600円/月
		18歳以上 (所得割16万円未満)			4,600円/月	9,300円/月	13,900円/月	13,900円/月	-	-	18,600円/月
4	地域生活 支援 移動支援・地域活動支援等	18歳未満 (所得割28万円未満)	0円	0円	1,100円/月	2,300円/月	3,400円/月	3,400円/月	-	-	4,600円/月
		18歳以上 (所得割16万円未満)			2,300円/月	4,600円/月	6,900円/月	6,900円/月	-	-	9,300円/月
5	日常生活用具	18歳未満 (世帯最多課税者の所得割46 万円未満)	0円	0円	4,600円/月	9,300円/月	13,900円/月	13,900円/月	-	-	18,600円/月
		18歳以上 (所得割16万円未満)			4,600円/月	9,300円/月	13,900円/月	13,900円/月	-	-	18,600円/月
6	障害児入所給付費	所得割3.3万円未満	0円	0円	750円/月	750円/月	1,500円/月	1,500円/月	1,500円/月	2,250円/月	3,000円/月
7	精神通院 医療 更生医療	本人の収入が年間80万 円以下等	0円 ※重度かつ継続 0円	0円	2,500円/月 ※600円/月	5,000円/月 ※1,200円/月	7,500円/月 ※1,800円/月	7,500円/月	-	-	10,000円/月 ※2,500円/月
		上記以外	2,500円/月	4,300円/月	6,200円/月	8,100円/月	-	-	-	-	10,000円/月
8	自立支援 医療	申請者の収入が年間80万円以 下等	0円 ※重度かつ継続 0円	0円	1,200円/月 ※600円/月	2,500円/月 ※1,200円/月	3,700円/月 ※1,800円/月	3,700円/月	-	-	5,000円/月 ※2,500円/月
		上記以外	2,500円/月	3,100円/月	3,700円/月	4,300円/月	-	-	-	-	5,000円/月
9	障害者自立支援医療 特別対策費	本人の収入が年間80万円以下 等	0円	0円	600円/月	1,200円/月	1,800円/月	1,800円/月	-	-	2,500円/月
		上記以外	2,500円/月	2,500円/月	2,500円/月	2,500円/月	-	-	-	-	2,500円/月
10	京都市ヘルパー特別派遣事業	所得割16万円未満	0円	0円	60円/時間	120円/時間	180円/時間	180円/時間	-	-	250円/時間
11	緊急時介護人及び入院時支援員派遣事業	18歳未満 (所得割28万円未満)	0円	0円	1,100円/月	2,300円/月	3,400円/月	3,400円/月	-	-	4,600円/月
		18歳以上 (所得割16万円未満)			2,300円/月	4,600円/月	6,900円/月	6,900円/月	-	-	9,300円/月

	施策名	均等割減免廃止後 (課税以上)の所得区分	現在の 上限額等	経過措置期間の上限額等						経過措置 終了後の 上限額等
				R6年度 (据置き)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
13	障害者休日・夜間緊急対応支援事業	18歳未満 (所得割28万円未満)	0円	1,100円/月	2,300円/月	3,400円/月	-	-	-	4,600円/月
		18歳以上 (所得割16万円未満)	0円	2,300円/月	4,600円/月	6,900円/月	-	-	-	9,300円/月
14	やむを得ない事由による措置	均等割のみ課税	0円	500円/月	500円/月	1,100円/月	1,600円/月	1,600円/月	1,600円/月	2,200円/月
		均等割のみ課税	0円	200円/月	500円/月	800円/月	-	-	-	1,100円/月
15	養護老人ホーム入所措置	均等割のみ課税	0円	1,100円/月	1,100円/月	2,200円/月	2,200円/月	3,300円/月	3,300円/月	4,500円/月
16	高齢者すまいる生活支援事業	-	0円	370円/月	750円/月	1,120円/月	-	-	-	1,500円/月
17	高齢者虐待シエンター確保事業	-	1,440円/日	1,730円/日	2,020円/日	2,310円/日	-	-	-	2,610円/日
18	家族介護用品支給事業	-	60,000円/年 (給付券5,000円 ×2枚×6回)	45,000円/年 (給付券5,000円 ×9枚)	30,000円/年 (給付券5,000円 ×6枚)	15,000円/年 (給付券5,000円 ×3枚)	-	-	-	-
		ひとり親世帯等以外 (均等割のみ課税) (※R3.7.1以降入所)	2,200円/月	2,775円/月	2,775円/月	3,350円/月	3,350円/月	3,925円/月	3,925円/月	4,500円/月
19	児童福祉施設措置費	母子生活支援施設、児童心理治療施設(通所部)、児童自立支援施設、小規模住居型児童養育事業、里親	1,100円/月	1,375円/月	1,375円/月	1,650円/月	1,650円/月	1,925円/月	1,925円/月	2,200円/月
		ひとり親世帯等以外 (均等割のみ課税) (※R3.7.1以降入所)	2,200円/月	2,775円/月	2,775円/月	3,350円/月	3,350円/月	3,925円/月	3,925円/月	4,500円/月
20	産前産後ヘルパー派遣事業	1時間以内	0円	200円/回	400円/回	600円/回	-	-	-	800円/回
		1時間以内	0円	200円/時間	400円/時間	600円/時間	-	-	-	800円/時間
21	育児支援ヘルパー派遣事業	3か月未満	510円/日	1,675円/日	2,840円/日	4,005円/日	-	-	-	5,170円/日
		3か月以降	490円/日	1,600円/日	2,710円/日	3,820円/日	-	-	-	4,930円/日
22	スマイルママ・ホッと事業	3か月未満	250円/日	818円/日	1,385円/日	1,953円/日	-	-	-	2,520円/日
		3か月以降	240円/日	790円/日	1,340円/日	1,890円/日	-	-	-	2,440円/日
23	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	1歳未満	1,100円/月	1,390円/月	1,680円/月	1,960円/月	-	-	-	2,250円/月
		2歳未満	1,100円/月	1,100円/月	3,200円/月	4,250円/月	-	-	-	5,350円/月
24	子育て支援短期利活用事業	2歳以上	1,000円/日	1,400円/日	1,850円/日	2,300円/日	-	-	-	2,750円/日
		2歳以上	300円/日	400円/日	500円/日	600円/日	-	-	-	750円/日
25	ひとり親家庭等日常生活支援	児童扶養手当支給水準	0円	0円	0円	0円	-	-	-	150円/時間
		児童扶養手当支給水準	100,000円/月	100,000円/月	85,250円/月	77,875円/月	-	-	-	70,500円/月
26	高等職業訓練促進給付金等事業	全日制、定時制第1子	26,900円/年	26,900円/年	20,175円/年	13,450円/年	-	-	-	7,725円/年
		通信用	93,500円/年	93,500円/年	70,125円/年	46,750円/年	-	-	-	23,375円/年
27	学・修学支援金支給事業(学用品購入等助)	府給付対象外	144,000円/年	144,000円/年	108,000円/年	72,000円/年	-	-	-	36,000円/年
		全日制、定時制第1子	6,400円/年	6,400円/年	4,800円/年	3,200円/年	-	-	-	1,600円/年
	私立	通信用	91,900円/年	91,900円/年	68,925円/年	45,950円/年	-	-	-	22,975円/年
		府給付対象外	144,000円/年	144,000円/年	108,000円/年	72,000円/年	-	-	-	36,000円/年

	施策名	均等割減免廃止後 (課税以上の所得区分)	現在の 上限額等	経過措置期間の上限額等						経過措置 終了後の 上限額等	
				R6年度 (据置き)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R12年度
28	利用者負担 控額(保 育料)	保育園等 小規模保 育事業所 等 幼稚園型 認定こども 園	均等割のみ課税 均等割のみ課税 均等割のみ課税 均等割のみ課税 均等割のみ課税 均等割のみ課税 均等割のみ課税 均等割のみ課税	0円	900円/月	1,900円/月	2,800円/月	-	-	-	3,800円/月
					1,000円/月	2,000円/月	3,000円/月	-	-	-	4,000円/月
					400円/月	800円/月	1,200円/月	-	-	-	1,700円/月
					900円/月	1,800円/月	2,700円/月	-	-	-	3,600円/月
					900円/月	1,800円/月	2,700円/月	-	-	-	3,700円/月
					300円/月	700円/月	1,100円/月	-	-	-	1,500円/月
					800円/月	1,700円/月	2,600円/月	-	-	-	3,500円/月
					900円/月	1,800円/月	2,700円/月	-	-	-	3,700円/月
29	時間外 (延長)保 育事業 小規模等 一時預かり事業	短時間 1時間まで 標準時間 1時間まで 短時間 1時間まで 標準時間 1時間まで 一般	均等割のみ課税 ひとり親以外 ひとり親以外 ひとり親以外 3歳未満児 3歳以上児	0円	1,000円/月	1,000円/月	1,000円/月	1,000円/月	1,000円/月	1,000円/月	1,000円/月
					1,000円/月	1,000円/月	1,700円/月	2,100円/月	2,100円/月	2,500円/月	
					900円/月	900円/月	1,500円/月	1,800円/月	1,800円/月	2,200円/月	
					900円/月	900円/月	1,500円/月	1,800円/月	1,800円/月	2,200円/月	
					800円/日	800円/日	1,400円/日	1,700円/日	1,700円/日	2,100円/日	
					500円/日	500円/日	800円/日	1,000円/日	1,000円/日	1,200円/日	
30											

イ 施設への直接支払い

	施設名	均等割減免廃止後 (課税以上)の所得区分	現在の 上限額等	経過措置期間の上限額等						経過措置 終了後の 上限額等
				R6年度 (提置き)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1	第2段階	—	短期入所 600円/日 施設 390円/日	食費	短期入所 810円/日 施設 650円/日	短期入所 1,020円/日 施設 910円/日	短期入所 1,020円/日 施設 910円/日	短期入所 1,230円/日 施設 1,180円/日	短期入所 1,230円/日 施設 1,180円/日	短期入所 1,445円/日 施設 1,445円/日
				居住費	ユニタイプ個室 1,110円/日 多床室(特養) 490円/日	ユニタイプ個室 1,410円/日 多床室(特養) 610円/日	ユニタイプ個室 1,110円/日 多床室(特養) 490円/日	ユニタイプ個室 1,410円/日 多床室(特養) 610円/日	ユニタイプ個室 1,700円/日 多床室(特養) 730円/日	ユニタイプ個室 1,700円/日 多床室(特養) 730円/日
	第3段階 ①	—	短期入所 1,000円/日 施設 650円/日	食費	短期入所 1,110円/日 施設 840円/日	短期入所 1,220円/日 施設 1,040円/日	短期入所 1,220円/日 施設 1,040円/日	短期入所 1,330円/日 施設 1,240円/日	短期入所 1,330円/日 施設 1,240円/日	短期入所 1,445円/日 施設 1,445円/日
				居住費	ユニタイプ個室 1,310円/日 多床室(特養) 370円/日	ユニタイプ個室 1,480円/日 多床室(特養) 490円/日	ユニタイプ個室 1,310円/日 多床室(特養) 370円/日	ユニタイプ個室 1,480円/日 多床室(特養) 490円/日	ユニタイプ個室 1,830円/日 多床室(特養) 730円/日	ユニタイプ個室 1,830円/日 多床室(特養) 730円/日
2	第3段階 ②	—	短期入所 1,300円/日 施設 1,360円/日	食費	短期入所 1,330円/日 施設 1,380円/日	短期入所 1,370円/日 施設 1,400円/日	短期入所 1,370円/日 施設 1,400円/日	短期入所 1,400円/日 施設 1,420円/日	短期入所 1,400円/日 施設 1,420円/日	短期入所 1,445円/日 施設 1,445円/日
				居住費	ユニタイプ個室 1,310円/日 多床室(特養) 370円/日	ユニタイプ個室 1,480円/日 多床室(特養) 490円/日	ユニタイプ個室 1,310円/日 多床室(特養) 370円/日	ユニタイプ個室 1,480円/日 多床室(特養) 490円/日	ユニタイプ個室 1,830円/日 多床室(特養) 730円/日	ユニタイプ個室 1,830円/日 多床室(特養) 730円/日
	第2段階	一般(課税所得380万円未満)	15,000円/月	個人	22,300円/月	29,700円/月	29,700円/月	37,000円/月	37,000円/月	44,400円/月
				世帯	29,500円/月	34,500円/月	34,500円/月	39,400円/月	39,400円/月	44,400円/月
第3段階	一般(課税所得380万円未満)	24,600円/月	個人	29,500円/月	34,500円/月	34,500円/月	39,400円/月	39,400円/月	44,400円/月	
			世帯	29,500円/月	34,500円/月	34,500円/月	39,400円/月	39,400円/月	44,400円/月	

ウ 申請勧奨による選付

	施策名	均等割減免除止後 (課税以上)の所得区分	現在の 上限額等	経過措置期間の上限額等						経過措置 終了後の 上限額等
				R6年度 (据置き)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1	新高齢障害福祉サービス費 障害福祉 サービス	18歳未満 (所得割28万円未満) 18歳以上 (所得割16万円未満)	【支給額】 利用者負担額 のうち、障害福 祉相当介護保 険サービス分	7,500円/月	10,200円/月	13,000円/月	15,800円/月	15,800円/月	18,600円/月	- 対象外
				18歳未満 (所得割28万円未満) 18歳以上 (所得割16万円未満)	10,200円/月	13,000円/月	15,800円/月	15,800円/月	18,600円/月	
2	在宅自立 支援給付 費(総合上 限 制度)	18歳未満 (所得割28万円未満) 18歳以上 (所得割16万円未満)	【支給額】 利用者負担額 のうち、障害福 祉相当介護保 険サービス分	12,300円/月	13,800円/月	15,400円/月	17,000円/月	17,000円/月	18,600円/月	- 対象外
				12,300円/月	13,800円/月	15,400円/月	17,000円/月	17,000円/月	18,600円/月	
3 4	成年後見制度利用支援事業(障害) 成年後見制度利用支援事業(高齢 者)	在宅 施設	【助成額上限】 28,000円/月 【助成額上限】 18,000円/月	28,000円/月	21,000円/月	14,000円/月	7,000円/月	7,000円/月	-	- 対象外
				18,000円/月	14,000円/月	9,000円/月	5,000円/月	5,000円/月	-	
5	高額療養 費	区分工 (世帯員各々の基礎控除後の 総所得金額等の合計210万円 以下) 区分ウ (世帯員各々の基礎控除後の 総所得金額等の合計210万円 超～600万円以下)	【助成額上限】 35,400円/月 ※多数該当 24,600円/月	40,900円/月 ※29,500円/月	46,500円/月 ※34,500円/月	52,000円/月 ※39,400円/月	57,700円/月 ※39,400円/月	68,900円/月 ※39,400円/月	80,100円/月(総医 療費のうち 267,000円を超 えた額の1%) ※44,400円/月	57,600円/月 ※44,400円/月
				8,000円/月	10,500円/月	13,000円/月	15,500円/月	18,000円/月	18,000円/月	
6	国民健康 保険	一般 一般 (難病等)	210円/食 ※長期該当 160円/食	24,600円/月	32,800円/月 ※29,500円/月	41,100円/月 ※34,500円/月	49,300円/月 ※39,400円/月	57,600円/月 ※44,400円/月	66,000円/月 ※49,300円/月	74,400円/月 ※54,000円/月
				24,600円/月	32,800円/月 ※29,500円/月	41,100円/月 ※34,500円/月	49,300円/月 ※39,400円/月	57,600円/月 ※44,400円/月	66,000円/月 ※49,300円/月	
7	高額介護 合算療養 費	区分工 (世帯員各々の基礎控除後の 総所得金額等の合計210万円 以下) 区分ウ (世帯員各々の基礎控除後の 総所得金額等の合計210万円 超～600万円以下)	210円/食 ※長期該当 160円/食	340,000円/年	400,000円/年	470,000円/年	530,000円/年	600,000円/年	670,000円/年	740,000円/年
				340,000円/年	400,000円/年	470,000円/年	530,000円/年	600,000円/年	670,000円/年	

	施策名	均等割減免廃止後 (課税以上)の所得区分	現在の 上限額等	経過措置期間の上限額等						経過措置 終了後の 上限額等	
				R6年度 (据置き)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度		R12年度
8	高額療養 費	個人単位(外来)	8,000円/月	10,500円/月	13,000円/月	15,500円/月	-	-	-	18,000円/月	
9	後期高齢 者医療	世帯単位(外来+入院)	24,600円/月	32,800円/月 ※29,500円/月	41,100円/月 ※34,500円/月	49,300円/月 ※39,400円/月	-	-	-	57,600円/月 ※44,400円/月	
		区分II	210円/食 ※長期該当 160円/食	270円/食 ※230円/食	330円/食 ※310円/食	390円/食 ※380円/食	-	-	-	460円/食 ※460円/食	
10	高額介護合 算療養費	一般	310,000円/年	370,000円/年	430,000円/年	490,000円/年	-	-	-	560,000円/年	
11【再掲】	介護保険	特定入所 者介護 サービス費 (補足給 付)	第2 段階	食費	短期入所 600円/日 施設 390円/日	短期入所 810円/日 施設 650円/日	短期入所 1,020円/日 施設 910円/日	短期入所 1,230円/日 施設 1,180円/日	短期入所 1,230円/日 施設 1,180円/日	短期入所 1,230円/日 施設 1,180円/日	短期入所 1,445円/日 施設 1,445円/日
			居住費	ユニタイプ個室 820円/日 多床室(特養) 370円/日	ユニタイプ個室 1,110円/日 多床室(特養) 490円/日	ユニタイプ個室 1,410円/日 多床室(特養) 610円/日	ユニタイプ個室 1,700円/日 多床室(特養) 730円/日	ユニタイプ個室 1,700円/日 多床室(特養) 730円/日	ユニタイプ個室 1,700円/日 多床室(特養) 730円/日	ユニタイプ個室 2,006円/日 多床室(特養) 855円/日	
		第3 段階 ①	食費	短期入所 1,000円/日 施設 650円/日	短期入所 1,110円/日 施設 840円/日	短期入所 1,220円/日 施設 1,040円/日	短期入所 1,330円/日 施設 1,240円/日	短期入所 1,330円/日 施設 1,240円/日	短期入所 1,330円/日 施設 1,240円/日	短期入所 1,330円/日 施設 1,240円/日	短期入所 1,445円/日 施設 1,445円/日
			居住費	ユニタイプ個室 1,310円/日 多床室(特養) 370円/日	ユニタイプ個室 1,480円/日 多床室(特養) 490円/日	ユニタイプ個室 1,650円/日 多床室(特養) 610円/日	ユニタイプ個室 1,830円/日 多床室(特養) 730円/日	ユニタイプ個室 1,830円/日 多床室(特養) 730円/日	ユニタイプ個室 1,830円/日 多床室(特養) 730円/日	ユニタイプ個室 2,006円/日 多床室(特養) 855円/日	
		第3 段階 ②	食費	短期入所 1,300円/日 施設 1,360円/日	短期入所 1,330円/日 施設 1,380円/日	短期入所 1,370円/日 施設 1,400円/日	短期入所 1,400円/日 施設 1,420円/日	短期入所 1,400円/日 施設 1,420円/日	短期入所 1,400円/日 施設 1,420円/日	短期入所 1,400円/日 施設 1,420円/日	短期入所 1,445円/日 施設 1,445円/日
			居住費	ユニタイプ個室 1,310円/日 多床室(特養) 370円/日	ユニタイプ個室 1,480円/日 多床室(特養) 490円/日	ユニタイプ個室 1,650円/日 多床室(特養) 610円/日	ユニタイプ個室 1,830円/日 多床室(特養) 730円/日	ユニタイプ個室 1,830円/日 多床室(特養) 730円/日	ユニタイプ個室 1,830円/日 多床室(特養) 730円/日	ユニタイプ個室 2,006円/日 多床室(特養) 855円/日	
12【再掲】	高額介護 サービス費	個人	15,000円/月	22,300円/月	29,700円/月	37,000円/月	-	-	-	44,400円/月	
		世帯	24,600円/月	29,500円/月	34,500円/月	39,400円/月	-	-	-	44,400円/月	
13	病児・病後児保育事業	個人	24,600円/月	29,500円/月	34,500円/月	39,400円/月	-	-	-	44,400円/月	
		世帯	24,600円/月	29,500円/月	34,500円/月	39,400円/月	-	-	-	44,400円/月	

エ 対象者からの申請による選付

	施策名	均等割減免除止後 (課税以上)の所得区分	現在の 上限額等	経過措置期間の上限額等						経過措置 終了後の 上限額等
				R6年度 (据置き)	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
1	特定医療費(難病)	本人の収入が年間80万円以下	2,500円/月 ※高額かつ長期 2,500円/月	2,500円/月 ※2,500円/月	4,300円/月 ※3,100円/月	6,200円/月 ※3,700円/月	8,100円/月 ※4,300円/月	—	—	10,000円/月 ※5,000円/月
		本人の収入が年間80万円を超える	所得割7.1万円未満	5,000円/月	6,200円/月	7,500円/月	8,700円/月	—	—	10,000円/月
2	小児慢性特定疾病医療費助成	申請者の収入が年間80万円以下	1,250円/月 ※高額かつ長期 1,250円/月	1,250円/月 ※1,250円/月	2,100円/月 ※1,500円/月	3,100円/月 ※1,800円/月	4,000円/月 ※2,100円/月	—	—	5,000円/月 ※2,500円/月
		申請者の収入が年間80万円を超える	市民税7.1万円未満	2,500円/月	3,100円/月	3,700円/月	4,300円/月	—	—	5,000円/月
3	老人医療費支給事業	個人単位(外来)	8,000円/月	8,000円/月	10,500円/月	13,000円/月	15,500円/月	—	—	18,000円/月
		区分Ⅱ 世帯単位(外来+入院)	一般	24,600円/月	32,800円/月 ※29,500円/月 24,600円/月	41,100円/月 ※34,500円/月	49,300円/月 ※39,400円/月	—	—	57,600円/月 ※44,400円/月
4	介護保険 高額医療合 算介護サ びス費	区分Ⅰ (世帯員各々の基礎控除後の 総所得金額等の合計210万円 以下)	340,000円/年	340,000円/年	400,000円/年	470,000円/年	530,000円/年	—	—	600,000円/年
		区分Ⅱ 70歳未満	340,000円/年	340,000円/年	420,000円/年	500,000円/年	580,000円/年	—	—	670,000円/年
		区分Ⅲ 70歳以上	310,000円/年	310,000円/年	370,000円/年	430,000円/年	490,000円/年	—	—	560,000円/年